

平成23年4月1日施行

茅ヶ崎市暴力団排除条例

～暴力団のいない安全・安心なまちへ～

市では、安全・安心な社会の実現のため、平成23年4月1日に『茅ヶ崎市暴力団排除条例』（以下、「市条例」という。）を施行しました。

近年、神奈川県内において、暴力団員らによる拳銃を使用した凶悪な事件や多種多様な手段を講じて多額な資金を獲得する犯罪などが後をたたず、これらが市民生活に身近な場所で発生しています。

このような現状から、市は社会から暴力団を排除する意思を明確にし、様々な取り組みを行うため「市条例」を施行し、神奈川県「神奈川県暴力団排除条例（平成23年4月1日施行）」と連携して、市民の皆さまが住みよい安全・安心な社会の実現を目指します。

社会全体での暴力団排除の取り組みが重要

暴力団に対して「恐れない」「協力しない」「利用しない」

市条例の基本理念において、市・市民・事業者等が暴力団に対して「恐れない」「協力しない」「利用しない」を合言葉に、相互に連携・協力し合い、暴力団の排除を推進していくこととしています。



社会全体で暴力団の排除に取り組んでいく

市条例では、市は「市の責務」として、市民は「市民の役割」として、基本理念にのっとり、暴力団の排除に努めることとしています。

暴力団の排除には、市・市民・警察等といった社会全体で力を合わせて取り組んでいくことが大切です。暴力団の不正な行為を見たり、被害を受けたりした場合は、速やかに警察に通報・相談をしてください。



市条例の主な内容と市の主な取り組み

基本理念

- ・暴力団を恐れない
- ・暴力団に協力しない
- ・暴力団を利用しない

これらを基本理念とし、市・市民・事業者等で連携・協力し暴力団排除を推進します。

職員等への不当な行為に対する措置

- ・職員及び指定管理者が暴力団員等による不当な要求を適切に対応するために必要な指針の策定、体制の整備等の措置を講じます

暴力団の不当な要求や暴力的行為には組織として毅然と対応します。

市の基本的施策

- ・暴力団とは契約を行いません
- ・暴力団の利益となる場合は給付金の交付を行いません
- ・市の施設を暴力団には管理させません
- ・暴力団の活動の利益となる行事には、市の施設を使わせません



ミーナ えぼし麻呂

暴力団のいない安全・安心なまちの実現に向けて

神奈川県内では、県条例と共に市条例が施行され、その他の県内自治体においても順次、条例が施行されることとなります。

このことから、市内だけでなく、神奈川県内から暴力団を排除する取り組みが進んでいくと言えます。暴力団の排除には、このような社会全体での取り組みが大切です。

みんなで暴力団のいない安全・安心なまちをつくりましょう。



暴力団被害に関するご相談

- ・神奈川県警察本部 暴力団対策課 0120-797049 ナクナレ要求
- ・神奈川県暴力追放推進センター 045-201-8930 ヤクザゼロ

お問い合わせ先 茅ヶ崎市企画部企画経営課
〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
電話 0467(82)1111 (代表) FAX0467(87)8118
ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

